

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定案に関する 意見募集結果

- 意見募集期間 : 2020年11月25日(水)から同年12月8日(火)まで
- 意見提出件数 : 12件 (法人・団体 : 6件、個人 : 6件)
- 意見提出者 :

	意見提出者
1	一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会
2	一般社団法人 日本インターネットプロバイダー協会
3	KDDI 株式会社
4	株式会社オプテージ
5	株式会社 NTT ドコモ
6	楽天モバイル株式会社
—	個人 (6件)

「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の改定案に関する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
総論		
意見1 本指針の改定に賛同。利用者がより良いサービスにスムーズに切り替えられる環境が整備されることを期待。		
<p>改定案に賛同します。光ファイバ回線のスイッチングコストが低減されることにより、料金低廉化や品質向上、利用者の利便性向上等が見込まれます。ビデオ会議やクラウドPBXをはじめとしたユニファイド通信サービスを提供する事業者は、顧客が利用しているFTTH回線の品質が低下している場合は顧客に対し別の回線サービスへの切り替えを推奨しますが、長期に渡り拘束されていることにより切り替えができない場合があります。今回の改定によって、利用者（企業や消費者）がより良い回線サービスにスムーズに切り替えられる環境が整備されることを期待します。</p> <p>また、FTTH回線サービスが都市や地方にかかわらずどこでも利用できる環境であることや、その品質が安定的に維持され、発展していくことは、日本の生産性向上だけでなく、社会の発展、地域活性化に不可欠なものです。昨今の社会情勢や政府の方針を踏まえれば、誰もが、時間や場所を問わず高度なICT環境にアクセスできることが非常に重要です。総務省殿におかれては、FTTH回線の品質問題（回線速度が出ない等）やルーラル地域を含めた提供エリアの拡大、料金の低廉化についても引き続き議論・対応を進めていただくようお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>○ 本改定案への賛同の御意見として承ります。今後も、利用者がより良いサービスへの切り替えを円滑に行えるよう、スイッチングコストの低減に向け取り組んでまいります。</p> <p>○ その他いただいた御意見については、今後の必要な施策の検討に当たっての参考として承ります。</p>	無
意見2 規制の対象については、市場の状況も鑑みて一定の配慮をすべき。		
<p>「競争ルールの検証に係る報告書2020（以下「報告書」）」において、過度な囲い込みと考えられる事例についてガイドラインにより一定の考え方を示すこと等により改善を図るべきとの提言があったことを受け、今回、具体的な事例等が追記された「電気通信分野における競争の促進に関する指針」改定案が提示されたものと理解しています。</p> <p>「報告書」（案）に関する意見書でも申し上げたとおり、FTTH市場において自らリスクを負って市場競争に挑んでいるNTTグループに比して弱小な事業者までも対象にして対応を求めることは、かえって市場競争を減退させるため、本来は適切ではないと考えます。</p> <p>今後の議論においては、そのような競争事業者の創意工夫の意欲を削ぐことがないよう、配慮して頂きたいと、よろしく願いいたします。</p>	<p>○ 本改定案は、利用者利益の保護の観点から、工事費や無料解約期間等が利用者の過度な囲い込みの手段として機能することを防ぐことを目的としたものであり、事業者の規模の大小に応じて求められる対応が異なるものではありません。</p> <p>○ 今後も、事業者における創意工夫が活かされるよう、市場の競争環境等を踏まえながら、必要となるルールを検討してまいります。</p>	無

	【KDDI 株式会社】	
II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為		
意見3 本指針の改定に賛同。電気通信事業者間で不当な競争が引き起こされないように公正な競争環境を維持することが重要。		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定通信分野においては、これまで各事業者の創意工夫により、様々な料金プランや割引、サービス等を提供することで市場競争が進展してきたものと考えます。 ・ 今後も引き続き、多様な事業者の取組みにより市場競争を促進していくことが重要と考えるところ、電気通信事業者間で不当な競争が引き起こされないように公正な競争環境を維持することが重要と考えます。 ・ この点、本改定案より、固定ブロードバンドサービスにおける工事費の分割回数や無料解約期間等に関し、問題となる行為が示されたことは公正な競争環境の確保に資するものと考えます。 <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 本改定案への賛同の御意見として承ります。引き続き、事業者間で不当な競争が引き起こされないよう、公正な競争環境を整備してまいります。</p>	無
意見4 本指針の改定に賛同。ただし、システム改修等の準備期間が必要となることから、十分な猶予期間を設けるべき。		
<p>原案に賛同します。なお、実施にあたってはシステム改修及び既存のカタログ、パンフレット等印刷物の差し替え作業等、諸準備に要する期間についてご配慮いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【日本インターネットプロバイダー協会】</p> <p>令和2年10月27日に公表された「競争ルールの検証に関する報告書 2020」において改善の措置を実施することが求められておりました、「開通工事費が期間拘束契約の期間を超える分割支払いしか選択できないこと」「違約金が不要で解約できる期間が3か月未満であること」に関して、過度な囲い込みと考えられる場合については、利用者利益の保護等の観点からも、事業者は早期に対応すべきであると考えます。</p> <p>一方で本件対応は事業者においては請求システムの改修を必要とすることから、施行に際しては、相応の準備期間が必要であると考えられます。ついては、総務省殿に置かれましては、各事業者における検討・準備状況についてご確認の上で、適用開始時期について十分な猶予期間を設けていただきますよう、お願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>○ 本改定案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>○ なお、システム改修等のため、対応に一定の期間を要することを考慮に入れる必要がありますが、利用者利益の保護の観点からは、早期に対応することが重要であると考えます。</p>	無
意見5 既存契約の工事費の分割支払い回数を変更した場合、利用者には不利益が生じる可能性があるため、指針の適用開始後に新たに締結する契約のみを対象とすべきであり、そ		

<p>の旨、本指針への明記又は総務省からの周知が必要。</p>		
<p>⑭、⑮につきましては、すでに契約している会員の分割払いの期間、回数などの条件を変えることは難しいばかりではなく、1月あたりの支払額が増えるなど利用者にとって不利益変更ともなることから、本指針適用開始後の新規契約会員を対象とすることを本指針に明記する、又はその旨を総務省から周知する等の対応をしていただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">【日本インターネットプロバイダー協会】</p>	<p>○ 既存契約における工事費の分割回数を変更した場合、月当たりの支払額や支払い期間に変更が生じることにより、利用者の混乱を招いたり、不利益が生じたりするおそれがあることから、⑭及び⑮については、一定の準備期間を考慮した上で対応を求める時期を明確にし、その時期以降に新たに締結された契約について対応が必要となる旨を、総務省から周知することとします。</p>	<p>無</p>
<p>意見6 不当な競争環境を生じさせないため、総務省は各事業者において適切に指針が運用されているかを注視し、課題等が生じている場合には、解決に向け取り組むことを期待。</p>		
<p>・ 以下のような点について、事業者毎にその解釈や対応が異なる可能性があり、事業者間での対応内容に差が生じた場合は、不当な競争環境につながるおそれがあると考えられるため、各事業者が適正に運用していることを注視いただき、課題等が生じていることが確認された場合には、速やかに解決に向けた取り組みを行っていただくことを期待します。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本指針改定前に設定していた期間拘束契約の期間を合理的な理由なく延長すること - 一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いの場合においてその割引やキャッシュバックの額を有利とするだけでなく、その他特典や違約金額等の利益等について有利とすること - 違約金が不要で解約できる期間において、重複するその他の期間拘束契約についての違約金を必要とすること <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>○ 総務省は、事業者から対応状況の報告を求めることにより、本指針において求められている対応が適切に実施されているかを注視し、課題が生じている場合には、その解決のため必要となる対応を行ってまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見7 工事費相当額の割引を分割して提供することは期間拘束に当たるため、禁止すべき。</p>		
<p>本改定指針案においては、工事費の分割支払いについて、期間拘束契約の期間内の分割支払い回数を提供していれば、例えば60回払い等の長期の分割支払いも可能とされています。この長期の分割支払いにおいて、工事費相当額を月毎に割引することは、工事費の分割支払いと月毎の割引そのものが期間拘束となるものと考えます。</p> <p>そのため、こうした割引については一律禁止されるべきであり、総務省において速やかに措置を講じていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>○ 本改定案は、期間拘束契約の期間を超える工事費の分割支払い回数しか提供しないことは、電気通信事業法上問題となる行為であることを明示したものであり、利用者が長期の分割支払い回数を自ら選択することができること自体を排除するものではありません。</p> <p>○ 一方で、期間拘束契約の期間以下の工事費の分割支払い回数は提供しているものの、工事費相当額の割引やキャッシュバックがそれを超える長期にわたって継続的に提供される場合に</p>	<p>無</p>

	<p>は、利用者の過度な囲い込みの手段として機能する可能性があることから、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いの場合において割引やキャッシュバックの額を有利とすることは、電気通信事業法上問題となる行為であることを示すとともに、工事費相当額の割引やキャッシュバックは、期間拘束契約の期間内に利用者がその全額を享受できるようにすることが望ましいこととしております。</p>	
<p>意見8 「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について」の検証期間を超える期間にわたって工事費相当額の割引を提供する事業者は、一括で割引を提供する事業者と比べ検証において有利となることから、検証期間についても見直しを検討すべき。</p>		
<p>また、「FTTH アクセスサービスにおける不当競争の具体例について」の検証期間が4年間と設定されているところ、4年を超える工事費の分割支払いと月毎の割引を行った場合、その分が検証における「契約締結補助」の対象外となります。これは、工事費全額を一括で割引する事業者と比べ、相対的に不当競争の具体例に該当しなくなる可能性が高まるものであり、本改定指針案の望ましい行為である「期間拘束契約の期間内に利用者がその全額を享受できるようにすることが望ましい」との考えにも反するものと考えます。</p> <p>そのため、こうした点についても、あわせて検討いただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 NTT ドコモ】</p>	<p>○ いただいた御意見については、今後の施策検討の参考として承ります。</p> <p>○ なお、「競争ルールの検証に関する報告書 2020」（令和2年10月27日 電気通信市場検証会議 競争ルールの検証に関するWG）においても、検証方法等については不十分な点を見直していくとともに、ガイドライン等で一定の考え方を示すことなども含めて検討することが必要と提言されているところであり、今後これを踏まえ、検証方法等について必要な検討を行ってまいります。</p>	<p>無</p>
<p>Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為</p>		
<p>意見9 不当な競争環境を生じさせないため、総務省は各事業者において適切に指針が運用されているかを注視し、課題等が生じている場合には、解決に向け取り組むことを期待。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が採ることが望ましい行為に示された工事費や無料解約期間等に関する事項について、「Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為」と同様に、利用者利益の阻害につながるものであると考えます。 ・ この点、本事項についても、事業者毎にその解釈や対応が異なる可能性があり、事業者間での対応内容に差が生じた場合は、不当な競争環境につながるおそれがあると考えられるため、各事業者による積極的に取り組みを促すとともに、各事業者が適正に運用していることを注視いただき、課題等が生じていることが確認された場合には、速やかに解決に向けた取り組みを行っていただくことを期待します。 <p style="text-align: right;">【株式会社 オプテージ】</p>	<p>○ 総務省は、事業者から対応状況の報告を求めることにより、本指針において求められている対応が適切に実施されているかを注視し、課題が生じている場合には、その解決のため必要となる対応を行ってまいります。</p>	<p>無</p>

その他		
意見 10		
<p>固定回線の主力である光回線の普及と、既に旧式でモデムが新造されなくなった ADSL の早期停止に向けた施策も同時に必要であると思われます。</p> <p>集合住宅では大家の無理解から光ファイバーを居住宅内への引き込みが不可能なケースが多々あり、これが旧方式の ADSL を残存させる、製造は続けられているが規格自体が旧式で早々に次世代規格 g. fast に移行し ADSL 同様製造中止になりそうな VDSL 方式で今も契約する世帯が残り続けている元凶でもある。</p> <p>光ファイバーの方が情報伝送能力や将来的な拡張性も高く引き込み線と破損時の予備線を確保するようにすれば 1 対方式の NTT・KDDI・So-net と二対方式の旧 USEN・JCOM 系で光ファイバーサービスを乗り換える際に宅内引き込みのケーブルをそのまま転用出来るようになる。</p> <p>また、事業所等で 2 系統で別々の事業者 (NTT と KDDI の様に) の同時引き込みが可能となる。</p> <p>また、一度設置された宅内引き込み回線を今のアナログ回線同様に賃貸契約者が退去しても引き込み線を残存させ、新規入居者が新しく契約する際にモデム設置工事のみで早期に契約が出来るようにする方策も必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	○いただいた御意見については、参考として承ります。	無
意見 11		
<p>確かに、どうしてスマホの料金は確かに高いのだらうと思います。しかし 4G から 5G になり、さらにスマホの料金が高くなります。自分はガラパゴス携帯で 3G なので、料金が安くすんでいます。しかし 3G もちかじか終了するらしいです。この際、最先端の 5G の料金を少し高めに取り、4G の料金を安くするようにできれば、スマホの料金も選択でき、安いほうか高いほうかえらべるのでいいと思うのですが、あまりいい考えではないですかね。</p> <p style="text-align: right;">【個人 2】</p>	○いただいた御意見については、参考として承ります。	無
意見 12		
<p>寡占状態である日本の携帯通信事業者については、国が強制力を持って、強制的に通信料金の設定を行うべきです。(安くするべき)</p> <p>各事業者に任意で適正価格への変更を促しても意味がありません。(従わない)</p> <p>国が強権を発動し、甘い汁を吸う(特に税金も納めないようなソフトバンクなど特に)罰則まで設けるべきです。</p>	○いただいた御意見については、参考として承ります。	無

<p>或いは、通信権利を取得している既得権者らに対して、「通信事業税」を新たに設け、利益の中から一定割合の金員を強制的に徴収すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>		
意見 13		
<p>都内の会社員です。</p> <p>携帯電話料金については、楽天モバイル、ドコモをはじめ価格競争が始まったと感じています。</p> <p>テレワークや遠隔授業で使用する固定回線は、現在 ADSL を利用していますが、数ヶ月でサービス終了となっています。</p> <p>安定した回線が必要であるため、光回線を探しておりますが、いずれも高価すぎます。ADSL の 3-5 倍の料金で、戸建で 5-8000 円/月にもなります。</p> <p>どこのサービス業者もほぼ一線の料金で、当初 1 年のみ割引を適用したりと、今までの携帯料金と同じ構図になっています。</p> <p>インターネット回線は光熱費と同等なくらい重要なインフラと考えます。1-2GB の高品質回線は不要で、5-10MB の速さで充分です。</p> <p>もっと競争原理が働き、安価な光回線を提供頂けるよう、強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>○いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
意見 14		
<p>ひかり電話がナンバーポータビリティに対応しろ。解約手数料なしにしろ。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<p>○いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
意見 15		
<p>別のパブコメ（携帯の料金体系について）にて、「そもそもの料金体系が複雑なところに、指針で競争促進を図ろうとしているが、指針そのものが解読困難になってしまう。ぐちゃぐちゃだ。単純明快な料金体系にできないのか？」という趣旨の意見を出したところ、「電気通信事業法で事前規制は廃止されており・・・各社の料金体系を単純明快なものに変更させることは困難です」との回答がありました。</p> <p>今回はブロードバンドサービスの案件ですが、このように細かく指針を出しては改定し続ける（貴省も事業者側も相当の人的資源を費やしていると推察されます）のであれば、事前規制を復活させてはいかがでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>○いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>